

鳥取県告示第 857 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 1 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字大呂字長畑641の1、643の1、643の2、字タワ719の1から719の4まで、719の6、720、721、字丸渕947の1、948から950まで、951の1、字ハセツコウ952の1、953の1、954の1、955の1（次の図に示す部分に限る。）、956の1、957の1、958、959の1、960の1、961の1、962、962の1、963から965まで、字風河原ノ上エ1023、1023の1、1025、字市井谷1026から1038まで、字成畑ノ上エ1039から1049まで、1051、1052の1、1052の2、1053、1054、字タワノ上1055、1056の1、1056の2、1057から1059まで、1060の1、1060の4から1060の6まで、字滝ヶ谷1062、1065から1068まで、1070、1072、1074から1077まで、字カケ子コノ上エ1078、1079、1082、1082の1、1083、1083の1、字山柿1085、1086の1、1086の2、1087、1088の1から1088の3まで、1089の1から1089の3まで、1090、1092の1、1092の2、字下山柿1093の1、1094、1095、大字西野字小谷1248、字中尾1308、1309、大字大内字タレザコ843、844、845の2、845の5、846の1、846の2、大字三吉字漆山782の2、783の2、字アベカ途755、大字口字波字梅ヶ谷491の2、大字埴師字天木竹ヶ鼻466の3、字大谷549、550、562の2、字大鳴岸1159、1159の2、1159の4から1159の10まで、字北谷中1161、1162、字穂見臺1163の1から1163の3まで、1166から1168まで、1168の1、1169、1169の1、1170、1172、字サコ田1174から1176まで、字清水ヶ平1255の1から1255の3まで、字ヲコフ谷1259の1、1259の3、1259の4、字北谷山1260の1から1260の9まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）